

規制改革推進に関する第1次答申（平成29年5月23日規制改革推進会議）（抄）

4. 投資等分野

①税・社会保険関係手続事務のIT化・ワンストップ化

ア 所得税に係る年末調整手続の電子化の推進

【平成29年度検討・結論】

給与所得に係る源泉徴収制度・年末調整制度は、所得税の納税者の多数を占める給与所得者（被用者）の納税手続を簡便化し、社会的なコストを抑制する仕組みとして長年用いられている。

こうした中、源泉徴収義務者（雇用者）の事務負担も踏まえ、書面により提出することとされている年末調整関係書類（保険料控除証明書、住宅ローン残高証明書）について、電磁的な方法による提出を可能とすべき、雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除について、手續を簡素化すべきといった指摘もある。

したがって、ICTの一層の活用等により、被用者・雇用者を含めた社会全体のコストを削減する観点から、電磁的な方法による年末調整関係書類の提出を原則全て可能とすることについて、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。

その際、被用者が電磁的に交付された控除証明書を活用して簡便に控除申告書を作成し、雇用者に提供することができる仕組みの構築についても検討し、結論を得る。

また、年末調整全体のプロセスの更なる合理化を図る観点から、

- ・ 雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除の控除申告書等について、事業者内における被用者から雇用者への控除申告書の提出手続の簡素化を図るとともに、
- ・ 今後、マイナポータルと関連事業者や雇用者との間で効率的に情報の連携を行う仕組みの整備、及び必要な法制上の措置を前提として、保険料控除・住宅ローン控除といった各種控除に係る情報をマイナポータルに通知し、当該情報を控除の証明書として活用する枠組み等を検討すること、

などについて、その可能性及び方策を、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。

イ 住民税の特別徴収税額通知の電子化等

【a:平成29年度以降継続的に実施、

b:平成29年検討、結論を得次第速やかに措置】

住民税の特別徴収税額通知については、各従業員の居住する各市区町村からその従業員を雇用している事業者に交付され、事業者はかかる通知のうち特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）に基づき従業員に支払う給与から特別徴収を行うとともに、特別徴収税額通知（納税義務者用）について従業員に交付することとされている。特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）については市区町村からの電子交付が可能とされているもののいまだに対応自治体数が少数にとどまっており、一方特別徴収税額通知（納税義務者用）についてはいまだに電子交付ができないことから、かかる通知を各市区町村からバラバラに紙で受け取り、従業員に交付する作業が事業者にとって多大な負担となっているとの指摘がある。

したがって、以下の措置を講ずる。

- a 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の正本の電子交付を行っていない市区町村に対し、電子交付の導入の意義・効果に関する助言など電子交付の推進に必要な支援を行う。
- b 特別徴収税額通知（納税義務者用）の従業員への交付について、事業者の負担を軽減しつつ全体としての事務の効率化を図るため、事業者に電子的に送信して従業員が取得できるようにする、マイナポータルを利用して事業者を経由せずに従業員が取得できるようにするなどの可能性を検討し、できるだけ早期に結論を得る。